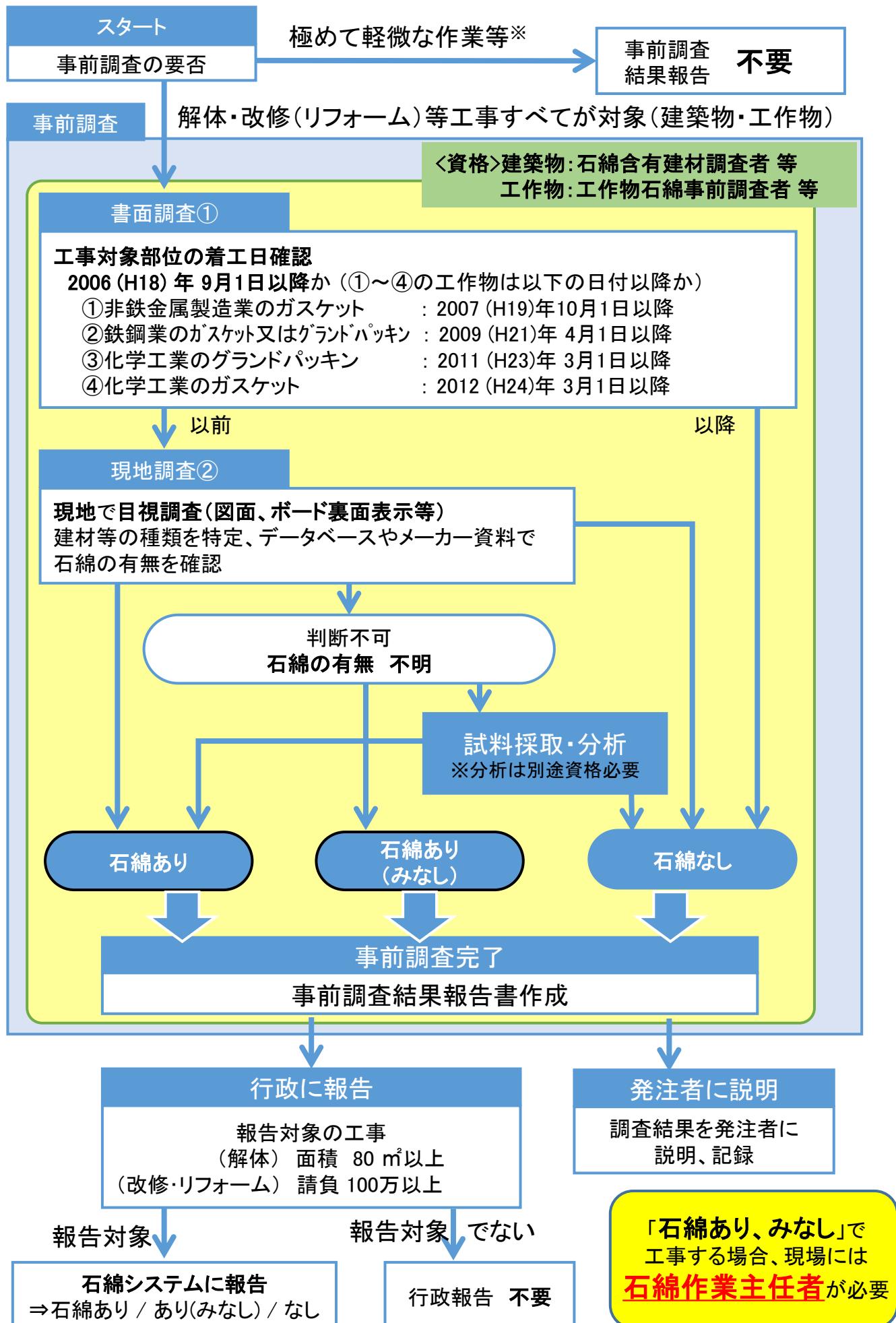


アスベスト(石綿)事前調査フロー図



石綿(アスベスト)事前調査が不要な場合 =極めて軽微な作業等※
(※徹底マニュアルから)

■作業内容

- ◆ 除去等を行う材料が、
木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの
量、電球等で石綿等が含まれていないことが明らかなもの
で、除去又は取り外しの作業時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
(例)取付金具の取り外し等
- ◆ 材料に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
(例)釘抜き、釘打ち等
※電動工具を用いて壁面に穴を開ける作業は除く
- ◆ 既存の材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
(例)既存の仕上塗材や下地調整材の除去を伴わない外壁塗装等
- ◆ 国交省等で石綿が使用されていないことを確認している工作物の解体・改修工事
※「石綿障害予防規則の解説について」の第3条(事前調査及び分析調査)参照